千葉県介護現場革新会議について

背景「生産性向上」に取り組む目的等

- 介護サービスの需要は今後、更に高まることが見込まれています。一方で、 我が国の生産年齢人口は急速に減少することが見込まれており、人材確保は 既に全産業的に喫緊の大きな課題です。
- 介護分野の生産性向上の取組については、介護サービスの質の維持・向上が見込まれるとともに、介護現場の職員の負担軽減等にもつながるものであり、加えて、魅力向上・介護人材確保等による経営の安定も図られる「三方良し」の取組であることを踏まえれば、介護サービス事業所自らが積極的に推進すべきものとも考えられます。
- 人手不足の中でも介護サービスの質の維持・向上を実現するためには、介護サービス事業所の課題を明確にし、業務改善活動等に継続的に取り組む必要があります。そして、これらを通じて職員の働きがいや仕事に対する満足度を高め、その結果として更なるサービスの質の向上につながります。

当場 都道府県・市区町村が中心となって地域全体で取り組む意義等

- 各介護サービス事業所が持続可能かつ充実したサービスを提供するためには、 生産性向上の取組の推進の観点からも、都道府県・市区町村において事業者に 対する様々な支援や働きかけを行う必要があります。
- 具体的には、地域における生産性向上の取組の推進に関する司令塔として、課題や展望を広く議論する介護現場革新会議の開催が挙げられます。介護現場革新会議においては、都道府県がリーダーシップを発揮し、各関係機関や介護サービス事業所の経営層らと地域の課題とともに当事者意識を共有し、それぞれの立場において果たすべき役割について対話を重ねることが重要です。
- より多くの介護事業所が生産性向上の取組の必要性を理解し、取組を推進するためには、整備されたガイドラインやツールを用いて適切な支援ができる地域の拠点やアドバイザー等が必要です。また、都道府県を中心として関連業界団体や先進的な取組を実施している介護事業所等を巻き込みネットワークを形成するなど、より広く地域の介護事業所に支援が行き届くような体制の構築も不可欠です。

千葉県介護現場革新会議設置要綱

- 第1条 千葉県において、介護現場における業務改善の取組を推進することを目的とし、 関係団体等と協力して介護現場における課題や取組等を共有しながら、各団体の知識を 結集し、対話を重ねるため、「千葉県介護現場革新会議(以下「革新会議」という。)」 を設置する。
- 第2条 革新会議は、次に掲げる事務を所掌する。
 - (1)介護現場の業務改善に関する施策の推進に関すること。
 - (2)介護現場の業務改善に関する施策の情報共有及び連携に関すること。
 - (3)介護業務効率アップセンター(以下「効率アップセンター」という。)の運営他、 介護現場の業務改善に関する施策に必要な事項に関すること。
- 第4条 千葉県は、所掌事務に関し必要があるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

今後の事業展開により、先進的な取組をしている事業所による事例発表等を想定

千葉県介護現場革新会議の目指すもの

- 団体や分野を越えた交流により知恵を出し合う
- 業務改善の支援策について広く周知するため必要な情報を共有する



- 出された意見を県の支援策に活かす
- 出された意見・情報を持ち帰り、各団体内で周知するとともに 取組に活かすことで、全県的に業務改善等が図られる



少子高齢社会の進展という厳しい環境の中にあっても、 介護サービスの質の維持・向上を実現し、 介護職員の働きがいや仕事に対する満足度が高まるとともに 介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築が 図られる

今後の予定

- 第 2 回会議 (11~12月頃)
 - (1) 今年度の県における施策(中間報告)
 - (2)介護業務効率アップセンターの取組状況(中間報告)
 - (3) 地域の課題を踏まえたセンターの取組方針等について
 - (4) 意見交換
- 第3回会議(2~3月頃)
 - (1) 今年度の千葉県における施策の振り返り
 - (2)介護業務効率アップセンターの取組状況
 - (3) 来年度の県およびセンターの取組方針(案) について
 - (4) 意見交換
- ※会議で出された意見を踏まえて変更する場合もあります。



意見交換の進め方

- 各委員から介護現場の課題や取組について御意見を伺います (様々な課題があると思いますが、各構成員で連携できそうなことや これまでの説明内容に関することについてお話しください)
- 発言に対しての質問や意見、解決策等を出し合い、対話を重ねます
- ・意見交換で出された御意見の概要については、後日事務局がとりまとめて 会議資料と共に公表させていただきます
- ※なお、各地域への展開の観点から、市町村の担当課のオブザーバー参加を可能と とさせていただきたいと思います

参考

(参考) 介護施設等における生産性向上に資するパイロット事業

(令和元年度~令和2年度) ~他自治体の取組~

パイロット事業の実施概要							パイロット事業の実施概要						
		令和元年度							令和	元年度	令和2年度		
		宮城県 (P14・15)	福島県 (P16・17)	神奈川県 (P18・19)	三重県 (P20・21)	熊本県 (P22・23)			横浜市 (P24・25)	北九州市 (P26・27)	兵庫県 (P28・29)	高知県 (P30・31)	大分県 (P32・33)
業務改善	業務仕分け		①若手経堂者による 業務仕分け			②業務分析を踏まえ た介護 ロボット・ ICT・元気 高齢者 活用のモデル構築	業務改善	業務仕分け	①業務の標準化・簡 素化・平準化	①北九州モデルの具体化 ②介護記録、見守り でシントフォーム化の 実現		①業務分担の明確化	
	介護助手	介護助手導入 支援事業	④高齢者による介護 補助・見守り		①介護助手の効果的 な導入方法の検討	④いきがい就労の促進による地域ぐるみでの介護アシスタント確保		介護助手			①ひょうごケア・アシ スタント: 導入効果 の検証		②介護補助職支援: 定著率・業務分担 の把握
	ロボットICT	②ICT機器を用いた 業務効率化の実 証、効果分析等	②ロボット・ICT等の 実証	①施設でのロボット・ICT実証実験 ③介護施設用記録ソフトの開発に向けた協働	②インカムを活用した介護業務の負担 軽減	②業務分析を踏まえ た介護ロボット・ ICT・元気高齢者 活用のモデル構築		ロボットICT	②ICTを活用したシ ステム導入 ③携帯翻訳機による 外国人のコミュニ ケーション支援		①ICTの活用:インカム・シフト自動作成 ソフトの導入 ② ロボットの実証・解析:排泄支援へ の取組	①ロボットの活用:イ ンカム・眠りスキャ ンの導入 ②ICTの実証	①介護ロボット導入 支援事業による機 器導入後の活用効 果 把のための フォローアップ
	その他	外国人介護職員の受 入等に関する相談・ 支援窓口	③センサーを活用し た高齢者の見守り の実用性に関する 検証	取組成果の横展開を 目的としたセミナー				その他				①ノーリフティングケ アの実証・効果分 析	
魅力発信		ケアヒー ローズ (イ メージアップのため のリーフレット) の作 成・配布	⑤介護オープンラボ の開催	⑤かながわ感動介護 大賞	③介護現場の 魅力発信の強化	①熊本の介護職員が 語る言葉からの介護の魅力発信 ③ 福祉系高校等と連 携した学校現場へ の働きかけ	Ŕ	 法力発信	⑤外国語版「介護の 仕事PRビデオ」の 作成(ベトナム、イ ンドネシア、中国)	③先進的介護ワーク ショップの開催	①ひょうごケア・アシ スタントの啓発 (成果報告会実施:全国フォーラム)	②PR動画(外国人介 護人材等に対する 普及)	
,	∖材確保・育成	①専門性の高い介護 職のキャリアパス の構築		④AIを活用したケア プラン点検支援の 試行			,	人材確保・育成	④eラーニングによる 介護知識、技能、 介護の日本語等の 教育支援	④介護ロボットマス ター育成講習の開 催		③業務改善アドバイ ザーの養成	②元気高齢者を対象 とした「アクティブ シニアからだ測定 会」事業と連携し た介護補助職の確 保
4	その他	①物品調達等の合理 化		②大学と連携した音 楽活動のマニュア ル化			4	その他				④ノーリフティングケ アに関する手引き の作成 ⑤ノーリフティング フォーラムの開催	

出展:「介護施設等における生産性向上に資するパイロット事業 自治体向け手引き」(厚生労働省)より

(参考) 令和5年度 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰 ~内閣総理大臣表彰 受賞事業所の取組①~



取組① テクノロジーの活用による安心・安全な職場づくり

◎ 取組の概要

- 移乗介助機器や見守りセンサー等のテクノロジーを効果的に活用することで、離職率や介護事故の件数が大幅に改善された。
- 東京都のモデル事業への応募などの行政の仕組みを上手く活用することと、小さな課題をできるだけ早く解決するといった職員のモチベーションを高く保つための仕掛けを両輪として、テクノロジーを効果的に使用している。

❷ 取組のポイント

• 現場の課題を丁寧に洗い出して、課題に則したテクノロジーを導入することが大切である。そうすることで、安心・安全な職場環境づくりが実現する。

取組② 生産性向上ガイドラインを活用した現場改革

◎ 取組の概要

- 生産性向上ガイドライン (※) を中心として現場の業務効率の向上、介護サービスの質の向上に向けた取組を行った。
- 併せて、介護職を中心として多職種が協働することで介護サービスの質を上げていく「多職種協働原理」を掲げて、施設運営を行っている。
- 業務が効率化し、介護サービスの質が向上したことで、残業時間の削減や利用者 満足につながった。

※生産性向上ガイドラインとは:厚生労働省で発行している「介護サービス事業における生産性向上に 資するガイドライン」のこと。

◎ 取組のポイント

• 生産性向上ガイドラインを中心とした現場改革により、サービスの質の向上や働きやすい職場環境づくりに繋がる。

(参考) 令和5年度 介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰・厚生労働大臣表彰 ~内閣総理大臣表彰 受賞事業所の取組②~



取組① 業務の改善活動 (テクノロジーの活用/帳票類の整理)

◎ 取組の概要

- リフトや文書管理ツールや介護記録ソフト、見守り機器等のテクノロジーの導入 により、職員の身体的な負担の軽減や残業時間の削減につながった。
- ノウハウを積極的に対外発信することにより、ささづ苑のブランド力が向上した。 結果として、新卒採用の継続的な実施につながった。

◎ 取組のポイント

- 改善活動を継続するためには、仕組みづくりが大切である。
- 対外的にノウハウを発信することにより法人のブランド力が向上する。

取組② 多様な働き方の推進

❷ 取組の概要

- 意欲ある準職員の正規職員への登用や勤務体制の変更等、職員の多様な働き方を可能にしている。
- 職員の多様な働き方を推進することにより、女性管理職の割合や育児休業後の復帰率が高い水準となっている。特に育児休業後の復帰率は100%である。
- 職員の声を反映させた制度(夜勤免除を可とする正職員制度や有給時間単位)を 設けることにより、子育て中の職員がライフワークを大切にでき、働く意欲の向 上にもつながった。

❷ 取組のポイント

- 多様な働き方を実現することで、人材不足の解消(人材の確保・定着)に繋がる。
- ・ 職員の困りごとを救い上げることで実際のニーズに沿った多様な働き方を実現できる。